

【諮問（個人）第212号】

6川情個第46号
令和7年3月11日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和6年3月18日付け5川総コ第137号で諮問のありました、保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

【212号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報訂正請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 訂正請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月14日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、誤嚥事故で窒息死した〇〇〇〇に関する介護保険事業者事故報告書（以下「本件文書」という。）について、保有個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件文書については、事業所を運営する〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件事業者」という。）が作成したものであり、訂正権限を有していないとして、令和4年9月9日付け4川健高事第809号で拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年12月7日付けで、本件処分の取消し及び本件文書の訂正を求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第212号事件）。
- (4) 本件審査請求は、条例第33条第1項の規定に基づいて行われたものである。当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の条例に基づき審査を行うものである。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年12月7日付け審査請求書（添付書類及び証拠書類等を含む。）、令和5年4月16日付け反論書（証拠説明書及び証拠書類等を含む。）、令和5年5月15日付け「反論書の訂正について」、令和5年12月26日実施の審査庁による口頭意見陳述、令和6年12月5日付け意見書及び令和6年12月13日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人及び補佐人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 令和〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、故〇〇〇〇は本件事業者の運営する施設内で、他の入所者数名とともにいくつかのテーブルに分かれて食事を食べ始めた。同日午後〇時〇分頃、故〇〇〇〇は施設が提供した食物を誤嚥し窒息した。
故〇〇〇〇と同じテーブルで、故〇〇〇〇の正面で食事をしていて認知症の入所者が、最初に故〇〇〇〇の異変（食べ物を喉に詰まらせていること）に気づき、故〇〇〇〇を左手で示して「食事を喉に詰まらせているよ」と大声を上げた。
これによって、故〇〇〇〇の背後で他の入所者の食事介助をしていた当該施設の職員が、ようやく故〇〇〇〇の異変に気づき、椅子に座ったままで上半身が倒れている故〇〇〇〇のもとに慌てながらやってきた。
令和〇年〇月〇日、本件事業者が自ら作成した故〇〇〇〇の食事摂取について

【212号】

アセスメントシートに記載をした注意喚起と同様の「食事を口いっぱい詰め込んでいる」状態であったにもかかわらず、本件事業者は、見守り注意義務を怠り、誤嚥が起きる前及び誤嚥が起きてから故〇〇〇〇が倒れ、故〇〇〇〇の正面で食事をしてきた認知症の入所者が大声をあげるまでの間、故〇〇〇〇が食事をしてきた食堂に施設の職員は1人もいなかった。

したがって、発見者は施設の職員ではなく、故〇〇〇〇の面前で食事をしてきた入所者であり、このことは令和4年8月10日付、保有個人情報訂正請求書及び防犯カメラの映像を含む証拠方法並びに警察の調査によって証明されている。

故〇〇〇〇の誤嚥死亡事故は、入所者が最初に故〇〇〇〇の誤嚥に気付き、故〇〇〇〇を指して大声をあげたことで、同階で他の入所者の食事介助をしていた施設の介護士がようやく故〇〇〇〇の異変に気付いたことは明白な事実である。

- (2) 川崎市の介護保険施設等における事故発生時の報告事務取扱要領（以下「新要領」という。）8（1）前段には、「事業所の事故に対する対応（一連の処理）の確認事故への対応が終了していないか、または明らかに不足している場合は、苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う」ものとされ、新要領8（1）後段には、「利用者がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡、説明するように指導し、その結果の再報告を（介護保険事業者）に求める」と規定している。
- (3) このように、新要領8（1）には、報告に対する川崎市の対応として当事者間の争いを防ぐ趣旨を包含することに鑑みれば、仮に処分庁が職権で訂正する権限を有しないものであったとしても、処分庁は、本件事業者に対して、本件文書の記載内容を客観的事実と合致させるように訂正を促すための指導、勧告、その他行政措置を講じることができた。
- しかし、処分庁は事実関係を誤認し、これを怠った。
- (4) 本件文書の記載内容に客観的事実と異なる虚偽の記載がされ、処分庁が職権で訂正できるとする法規が存在せず、他の方法によって訂正が困難である本件保有個人情報の訂正請求においては、処分庁は本件事業者に対して客観的事実と異なる部分について訂正を促すべき指導、勧告、その他行政措置をすべき義務を負う。
- (5) 処分庁は、訂正権限を有しないことを訂正拒否の理由としているが、処分庁が訂正権限を有しないとする法令上の根拠を明示しておらず、説明責任を果たしていない。また、処分庁が訂正義務を負わないとする根拠法令及び条文も明示されていない。処分庁が、本件事業者に対する行政指導を、本件事業者の協力を求める任意的なものとして、行政指導の建前論に逃げ込もうとすることは不正義といえる。
- (6) 故〇〇〇〇の誤嚥死亡事故は、行政指導にとどまらず、本件事業者に対する指定の取消し等の行政処分の対象となるべき重大な誤嚥死亡事故である。また、同事故は、その全てが今日の日本における介護保険制度を揺るがす大きな問題である。
- (7) 明らかに処分庁の不作为によって、民事上、刑事上の義務に関わる公文書であ

【212号】

る本件文書に虚偽の記載がされている状態が今も放置され、また、処分庁が本件文書の記載内容に訂正すべき箇所は存在しないと答弁書に記載したことによって、審査請求人は甚大な精神的苦痛を受けている。

- (8) 審査請求人等を原告、本件事業者を被告とする民事訴訟の判決では、被告又は被告の職員の誤嚥防止措置義務違反と故〇〇〇〇の死亡との間には因果関係が認められた。本件文書の当該判決によって明らかとなった客観的事実に反する部分を、処分庁が漫然と放置しておくことに何ら合理性は認められない。
- (9) したがって、別表記載のとおり、判決書の内容と合致するように本件文書の訂正を強く求める。

4 実施機関の主張要旨

令和5年1月23日付け弁明書（添付書類を含む。）、令和5年12月26日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和6年11月8日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「本件事業」という。）を行う者（以下「事業者」という。）は、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「基準条例」という。）第129条で準用する第41条第1項の規定に基づき、事故が発生した場合は、速やかに市等に連絡を行うこととされており、実施機関への連絡は、事故発生時の報告事務取扱要領に基づき行うこととされている。
- (2) 本件文書は、本件事業者が作成し、実施機関は報告を受けたものであり、仮に訂正すべき箇所が存在した場合であっても、訂正は、本件文書の作成主体である本件事業者よりなされるべきものであって、作成された本件文書により報告を受ける実施機関は、訂正義務を負うものではない。

条例第22条は、「訂正請求に理由があると認めるとき」に訂正を行うものであるが、前記のとおり訂正義務を負わない実施機関になされた本件請求については、理由がないことから、不訂正とした本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

- (1) 審査請求人が本件請求により訂正を求める保有個人情報に記載された本件文書は、審査請求人の〇に関するものであって、本件事業者が作成し、実施機関に対して提出した事故報告書である。

本市において、保有個人情報の訂正請求については、条例第21条第2項及び第22条の規定に基づき、「訂正請求に理由があると認めるとき」、すなわち、個別の事実について客観的に判断できる事項につき、事実と保有個人情報に記載されている情報との間に不一致があり、記載されている情報が、個別の事実記録として誤ったものであることを確認した場合、実施機関は、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）をしなければならないこととされている。

そこで、以下、本件請求がこの要件を満たすか否かを検討する。

【212号】

(2) 本件請求において訂正の対象となっている保有個人情報、本件文書のうち、「事故の内容」、「対応内容・方法等」、「事故の原因分析」及び「再発防止に向けた今後の取組み」欄に記載された情報である。

審査請求人が求める訂正内容は別表に記載のとおりであるところ、当該訂正内容は現記載内容の誤りを指摘して削除等を求めるというよりも、記載内容の追加を求めるものである。

この点、当審査会は、「事実の記載の誤りがあるとき」について、記載されていない個別事実の追記要求が認められるのは、その追記なしの現記載自体が誤りといえる不備のある場合に限られるものとしている（諮問（個人）第47号）。

また、訂正の必要性については、訂正が求められた保有個人情報を含む文書の性質、利用目的等を踏まえて判断すべきである。

(3) 基準条例は、本件事業において事故が発生した場合に、実施機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずべきこと、並びに事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すべきことを規定する（第129条により準用する第41条第1項及び第2項）。また、当時の事故発生時の報告事務取扱要領（以下「本件要領」という。）は、本件事業における利用者のケガ又は死亡事故の発生において、事業者が事故報告書を作成するものとし（本件要領2）、事故発生後、原則として一週間以内に提出すべきことを規定した上で（本件要領3）、実施機関が事故の報告を受けた場合、事故の状況を把握するとともに、事業者の対応状況に応じて必要な対応を行うことを規定する（本件要領6）。

(4) 実施機関によれば、事故報告がなされた場合、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき実地調査等を行い、必要な改善事項を指示して当該指示内容の実施状況についての報告を求め、当該実施内容が十分でないとする場合には、法に基づく勧告や命令等の規制権限の行使を検討するとのことであった。基準条例も、事業者は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない旨を規定する（第129条により準用する第105条）。

実際、本件事業者は事故発生から4日後に本件文書を提出しており、実施機関は、本件文書の提出を受けた後、本件事業者に対して実地調査及び改善指示を行い、これに対して本件事業者は改善報告書を提出していた。

(5) 以上の法、基準条例及び本件要領に基づく実施機関の事故発生時の対応に鑑みれば、事故報告書は、比較的短期間のうちに作成及び提出されるものであって、事故の状況とそれへの事業者の対応について実施機関が把握し、法の趣旨に則した適正な事業の実施を確保するための措置の端緒となるものと位置付けられる。その利用目的からすると、事業者が当時の認識に基づき作成し、実施機関へ報告を行ったままの状態、内容で保有することが必要なものであると認められる。

そして、実施機関による後の調査等によって、記載内容に不正確な点が認められた場合には、かかる記載がなされた理由を調査し、追及することにより、適正

【212号】

な事業の実施を確保することが可能となるものである。

(6) これらを踏まえて、審査請求人が訂正請求する当該保有個人情報を検討するに、本件文書の性質や利用目的に鑑み、追記等をする必要性は認められない。

したがって、本件請求の対象となっている記載内容が当時の個別の事実として誤ったものであるとして、訂正すべき義務を実施機関が負うものとは認められないことから、実施機関の判断は結論として妥当である。

その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石野百合子
委員	嘉藤亮
委員	川合敏樹
委員	中島美砂子

